

勤労者ライフプラン資金貸付金にかかる

利子補給制度の拡充について

勤労者が福井県の勤労者ライフプラン資金を借り入れた場合に、資金に係る利子相当額を交付することで、休業期間中の勤労者の生活の安定を図ることを目的とした制度です。

今回制度を拡充し、新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休校した小学校等に通う子どもの世話等のために、休暇取得若しくは欠勤を余儀なくされた勤労者が勤労者ライフプラン資金を借り入れた場合の資金の利子相当額を交付します。

【利子補給制度拡充の対象となる方】

次の～のすべてに該当する方

福井市に住所を有していること

勤労者ライフプラン資金（育児・介護生活資金）を借り入れ、遅滞なく返済していること

市税の滞納がないこと

【勤労者ライフプラン資金貸付金の融資対象となる方】

次の～のすべてに該当する方

福井県内に在住していること

同一事業所に1年以上継続して勤務している

県税に滞納がない

令和2年3月2日から3月31日までの間に、次の(1)(2)のどちらかの理由で、休暇の取得や欠勤を余儀なくされた方

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休校した小学校等に
通う子ども の世話

(2) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話
小学校、義務教育学校（前期課程に限る）、特別支援学校（高等部まで）、
放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通っているお子様等

融資制度の詳細は、ページ下部の「福井県HP：勤労者ライフプラン資金貸付金制度の拡充について」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

福井市 しごと支援課 電話番号 0776-20-5321

または、北陸労働金庫 県内各支店へお問い合わせください。